
第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

令和 2 年 6 月 19 日 (金曜日)

議 事 日 程

令和元年 6 月 19 日 午前 9 時 30 分 開会

1 開議宣告

日程第 1 議案第 75 号 こうれい上屋付多目的広場条例の制定について

日程第 2 議案第 76 号 大山町職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 77 号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 78 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 5 議案第 80 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 6 議案第 81 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 82 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 83 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 議案第 84 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 10 議案第 85 号 工事請負契約の締結について (中山清掃センター解体工事)

日程第 11 議案第 86 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 12 議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 13 議案第 88 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 14 議案第 89 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 15 議案第 90 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 16 議案第 91 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 17 議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 18 議案第 93 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 19 議案第 94 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 20 議案第 95 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 21 議案第 96 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 22 議案第 97 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

日程第 23 議案第 98 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

- 日程第 24 議案第 99 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 25 議案第 100 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 26 議案第 101 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 27 陳情第 4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書
提出を求める陳情
- 日程第 28 陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかる
ための、2021 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情
- 日程第 29 陳情第 7 号 不登校・ひきこもり児童生徒の支援拡充をもとめる陳情
- 日程第 30 陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 31 陳情第 10 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採
択を求める陳情書
- 日程第 32 発議案第 4 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見
書の提出について
- 日程第 33 発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 34 議会改革調査特別委員会の報告について
- 日程第 35 議員派遣について
- 日程第 36 委員会の閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 9 号）
- 日程第 37 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 38 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 39 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 40 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 41 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介

1 1 番 西 尾 寿 博 1 2 番 吉 原 美 智 恵
1 3 番 岡 田 聰 1 4 番 野 口 俊 明
1 5 番 西 山 富 三 郎 1 6 番 杉 谷 洋 一

----- . ----- . -----
欠 席 議 員 (な し)

----- . ----- . -----
欠 員 (な し)

----- . ----- . -----
事 務 局 出 席 職 員 職 氏 名

局 長 持 田 隆 昌 書 記 三 谷 輝 義

----- . ----- . -----
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長 竹 口 大 紀 教 育 長 鷺 見 寛 幸
副 町 長 小 谷 章 教 育 次 長 前 田 繁 之
総 務 課 長 山 岡 浩 義 幼 児 ・ 学 校 教 育 課 長 田 中 真 弓
財 務 課 長 金 田 茂 之 社 会 教 育 課 長 西 尾 秀 道
企 画 課 長 源 光 靖 住 民 生 活 課 長 永 見 明
観 光 課 長 徳 永 貴 水 道 課 長 竹 村 秀 明
農 林 水 産 課 長 井 上 龍 福 祉 介 護 課 長 池 山 大 司
農 業 委 員 会 局 長 諸 遊 剛 史 こ ど も 課 長 進 野 美 穂 子
健 康 対 策 課 長 末 次 四 郎

----- . ----- . -----
午 前 9 時 30 分 開 会

開 議 宣 告

○ 議 長 (杉 谷 洋 一 君) 皆 さん お は よ う ご ざ い ま す 。

6 月 定 例 会 も 、 い よ い よ 本 日 が 最 終 日 と な り ま し た 。

た だ い ま の 出 席 議 員 は 15 名 で す 。 定 足 数 に 達 し て お り ま す の で 、 こ れ か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

本 日 の 議 事 日 程 は 、 お 手 元 に 配 付 の と お り で す 。

議 案 第 75 号 か ら 議 案 第 84 号 ま で は 、 す で に 町 長 か ら 、 提 案 理 由 の 説 明 を 受 け て い ま す の で 、 本 日 は 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 を 行 な い ま す 。

----- . ----- . -----
日 程 第 1 議 案 第 75 号

○ 議 長 (杉 谷 洋 一 君) 日 程 第 1、 議 案 第 75 号 こ う れ い 上 屋 付 多 目 的 広 場 条 例 の 制 定
に つ い て を 議 題 に し ま す 。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議員（西山 富三郎君） 議長、15 番。
- 議長（杉谷 洋一君） 15 番 西山議員。
- 議員（西山 富三郎君） 第 4 条 使用の許可・・・
- 議長（杉谷 洋一君） 西山議員、立って。
- 議員（西山 富三郎君） あ、立ってですか。失礼しました。

第 4 条使用の許可第 2 項第 6 号、読み上げます。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) の利益になると認められるときという条文があります。暴力団の指定はこういうものですよというふうなことは、警察のほうから、大山町に、連絡があっていますか。暴力団の利益になると認められるときとありますが、職員の皆さんは、御承知していますか。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） はい、担当からお答えいたします。
- 財務課長（金田 茂之君） 議長、財務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 金田財務課長。
- 財務課長（金田 茂之君） お答えをいたします

こちらが承知しているというわけではございませんで、可能性がある場合につきましては警察署のほうに照会をかけて、判定をしていただくということにしております。

- 議員（西山 富三郎君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 西山議員。
- 議員（西山 富三郎君） 私もよく知りませんが・・・
- 議長（杉谷 洋一君） 西山議員、すみませんが・

- 議員（西山 富三郎君） あ、立って。暴力団というのは、全国的な組織があるようですけど、全国的な組織があり、会の組織があり、例えば、先日は、先般は、米子市の云々という報道がテレビや新聞に出されていきました。

このようなことがある中で、我々の生活、住民の生活の安全が図られなければなりません。そのようなことでも事があったときに、警察と相談して行うんですか。

- 財務課長（金田 茂之君） 議長、財務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 金田財務課長。
- 財務課長（金田 茂之君） お答えをいたします。

申請がありましたら許可を出す前に照会をかけることとしております。

- 議員（西山 富三郎君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（西山 富三郎君） 運動会等でですね、たい焼を販売したり、氷水を販売したり、これらは、ここに書いてある暴力団の方も行う場合があるんでしょうが、個人の行う場合もあるんでしょうが、これらもやっぱり事前に、よく調査、承知、連絡をして許可をするんですか。

住民の生活の安定という観点、やはり十分に理解していなければならないと思いますが、どうですか。

○財務課長（金田 茂之君） 議長、財務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 金田財務課長。

○財務課長（金田 茂之君） はい、運動会等の件につきましては、どのようにされるか承知しておりませんが、あくまでも本条例につきましては、こうれい上屋付き多目的広場を使われる際の条例でありますので、グラウンドのほう使われる場合は、また別の方法でされるというふうに認識をしております。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 76 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、議案第 76 号 大山町職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 76 号 を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 77 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 3、議案第 77 号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 78 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 4、議案第 78 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更に
ついてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 80 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 5、議案第 80 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算

(第5号)を議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと・・・

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○議長(杉谷 洋一君) じゃあ、質疑があるようですので。4番 加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) それでは、予算書24ページです。

観光費の負担金補助及び交付金のイベント補助金について伺いたいと思います。224万5,000円とありますが、これについて少し詳しい説明をお願いします。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 担当からお答えします。

○観光課長(徳永 貴君) 議長、観光課長。

○議長(杉谷 洋一君) 徳永観光課長。

○観光課長(徳永 貴君) お答えします。

この224万5,000円の詳しくというところでございますが、こちら、4月の全員協議会の際の御説明をさせていただきました。コロナウイルスの影響によりまして、5月に開催を予定しておりましたなわマラソンフェスタが中止になったというところでございます。

で、受付のほうは終わっておりまして、中止ということになりましたときに、選手の参加料は返金しないといけないということに、実行委員会のほうでお話しになりました。要綱のほうも、そういう整備がされておらずでして、実施する方向でと、おりましたし今まで中止ということもございませんでしたので返金の要綱はございませんでした。

そういったところで、実行委員会の中で、この参加料につきまして、こういった手続をとろうかというところございまして、実行委員会のほうで、参加料全額返金しようというところになりました。

で、そういったところで、4月の2日に皆さんの全員協議会のほうでお話をさせていただいて、こちらのイベント補助金のほうから支出をさせていただいて返金をさせていただくということになりました。

で、つきまして260万円を支出したところでございますが、コロナウイルスの影響で、イベントも中心になっております。そういったイベントの中止分を差し引いたところの224万5,000円を、こちらのほうに計上させていただいたというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 4番 加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) なわマラソンフェスですけれども、確か説明によると今

年度からは、町からの補助はなしで、自主的に実施をされると委員会のほうが自主的に実行されるというふうに記憶しておりましたが、中止になったことで、イベント補助金として、町のほうから補助しなきゃいけないというのは、住民感情から考えると、何でだというふうに思われると思います。

実態として、実行委員会のほうでは広告料として事業者さんから寄附、寄附ではない、費用を集められておられるはずです。そういった部分についても、事業者さんのほうから、中止になったはずだけど、広告料、どげになっただというようになちょっと問い合わせも私いただいています。

実行委員会の収支の状況等をしっかりと把握をされて、260万円が必要だというふうに、おっしゃっておられるのでしょうか。

それと具体的に、なぜ町が1人任意団体のイベントが中止になったことで補填をしなきゃいけないのか、そこについて合理的な説明をお願いします。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） お答えさせていただきます。

3点あったかなという具合に思いますが、漏れておりましたら御指摘、御教示ください。

まず、広告料についてでございますが、こちらの実行委員会のほうで検討しました結果、各業者様から広告料いただいております。で、業者のほうには、文書のほうで来年度に引き継がせてくださいということで、お願いの文書を送付させていただきました。で、もし返金の要望がございましたら、事務局のほうまで御一報をとという文書を添えて、出させていただいておりますので、今のところ返金のご要望は1件もございません。

続きまして、260万、計算して出したかということでございますが、ちゃんとこちらのほうで見積もりまして、260万円という金額を出させていただいております。

それと、なぜ町が出さないといけないかというところでございますけれども、こちらやはり、以前はマラソンフェスタの補助金をいただいて運営をしておりました。ある程度、運営ができるだろうということでございましたが、なんせこのたびのこの突発のことに関しましては、とてもこの運営費のほうでは対処できないというところで、こちらのほう、町のほうにお願いしたという次第でございます。以上です。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） はい。広告料のことについては、そのように理解しました。

普通この手のマラソンフェス、マラソンの大きな大会ですね、例えば、東京の大きなマラソン大会も、何か中止になったときには、費用の返還だとかってというのは発生しな

いようになっていると聞いています。

来年度も、同じように募集はされて、実行は実行委員会のほうでされるんだけど、また何かあって中止になったときにはまた費用返還する。そのときには町が手助けをしなきゃいけないといったようなことになりかねないなど。来年度に向かってはしっかりそのような部分も、整理をされて向かわれるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい、そのような方向で進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

来年度に関しましては、この新型コロナウイルスの状況を見ながら、やるのかやらないのかを、最初に決めて募集の前にですね、しっかり吟味してから動かなければいけないかなというふうに思っております。

今年度に関しましては、もう募集をスタートして、募集締め切りの段階になってコロナウイルスが、全国的に広がってきたというような状況であります。

で、ご指摘のとおりですね、今年度から大山町名和マラソンフェスタ、町からの補助金なく運営ができるような段階となりました。3年前 2017 年は約 100 万円、それ以前もですね、補助金がずっと、町から出ていたわけですがけれども、参加者の満足度をしっかり上げながら、料金設定も、適切な料金設定で行うことで補助金なく運営ができるよいうということでこの 3 年間、調整をして徐々に減額をしてきて、今年度補助金なく運営できるような状況にしたわけでありましてけれども、返金をするよいう原資がまだ実行委員会のほうも、ぎりぎり補助金なく運営ができるよいう状態でありまして、これから運営を、何年か繰り返していけば、恐らくその実行委員会のほうでも、ある程度の留保財源みたいなものもできてきて、何か突発的なことがあっても、実行委員会の中で対応ができるというのが 1 番いい形だと思いますが、今年度の補助金がなくなって初年度になりますので、こういった形で対応させていただいております。

基本的な方針としましては、引き続きこの大山町名和マラソンフェスタが町からの補助金なく運営ができるよいうに、町としても協力していきたいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） はい、8 番大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 3 点ほど質疑いたします。

6 ページ、歳入の中の雑入農林水産業雑入で、親元就農者支援事業返還金とあります。これは過年度分ですよ、昨年度分でしょうか。

どんな経過で、変化を求めることになったのか。何名分かとか、そういう詳細を説明してください。

それから、2 点目としまして、歳出のほうで、8 ページにあります。1 番上の退職手当負担金ですけども、フルタイム会計年度職員さんが退職されたのでということでしょうけども、これは、今はなぜなのか、年度末頃には、わかっていたんじゃないかなと思うんですけども、なぜ、今ここに上程されたのか。何人分なのか。というようなことも詳しく説明してください。

それから3 点目は、新たに、地域おこし協力隊、農業部門と漁業部門がありますが、ちょっとこれについても詳細を説明願います。以上です。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。

○農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。まず初めに歳入の、親元就農者支援事業返還金ということで、これは親元就農の促進支援交付金事業、研修が終わった後の確認期間中に研修者が離農されたということで返還となったものでございます。

これは平成 30 年の 2 月 1 日から令和 2 年の 1 月末まで、2 年間で 1 名分の金額でございます。

あと地域おこし協力隊の関係でございますが、農業関係と漁業関係、半年分の予算を計上させていただいております。募集に関しましては、このコロナウイルスの関係で、まだ行ってはおりませんが、6 月末ごろには、募集を開始したいということで考えております。以上です。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい。退職手当負担金について御説明いたします。

この負担金といいますのは、退職するときに退職金を支払うために、県、鳥取県の町村総合事務組合に、毎年負担金を一定程度支払うものというものでございます。

で今回、2,000 万からの負担金というのを計上させていただいたのは、会計年度任用職員が、今回、制度が変わりまして、会計年度職員のフルタイムの一定程度の資格が必要ではございますけれども、その職員に対しても、退職金が支払われるということになりまして、この制度できたわけですけども、退職、町村総合事務組合の中で、規約が変わりまして、従前から嘱託なりで勤務されている方につきましては、町村によりまして、加入されているところもございましたので、その均衡を図るため、1 年間分は払うということになりまして、金融機関の中の 1 年プラスして、31 年度分が必要になるということで、今回計上させてもらうものでございます。

○議員（8番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 地域おこし協力隊はこれから募集ということですので、また詳細がわからないのかもしれませんが、なら予定されている農業部門だったら、水産部門もですけども、どういう内容、どういう農業だったら、果樹だとか、ネギを作るとかそういうのがありますが、そういうのもわからないというわけですね。

はい。分かりました。だいたいいいです。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。はい。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） はい、14番 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 24ページと25ページ。24ページはですね、委託料のアスベスト定量、定性定量分析調査委託料について説明をお願いします。

それから25ページは、消防費が、消防団員の退職報償金が653万ということで、結構たくさん退職があるんじゃないかなと思っておりますが、今後の補充等は大丈夫かということとお願いします。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい。お答えさせていただきますので、まずアスベストのほうでございますけれども、こちらモンベル大山店の屋根裏にあたる部分のアスベストの調査でございます。

ただこれは、まだあるとかいうところでございますので、ある可能性がある、そういう素材が使っているかもしれないというところの調査でございますので、調査だけですと、もう少し安くなりますけれども、これは分析料も含んだところの22万8,000円でございますので、そういったところで御認識だけばと思います。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） ああ、山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 消防費の退職金でございますけれども、今回、退団された方が、14名ということでございます。ということで、定数を切ってしまうという状況でございますので、今後、消防団長と協議しながら、加入者を増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） はい、よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。

○議長（杉谷 洋一君） 12番、吉原議員。

○議員（12番 吉原 美智恵君） ページ数は29ページ。教育費のところですけど委託

料で 49 万 5,000 円、中学生芸術鑑賞教室開催委託料が減になっていますけれども説明を求めます。

○幼児学校教育課長（田中 真弓君） 議長、幼児学校教育課長。

○議長（杉谷 洋一君） 田中幼児学校教育課長。

○幼児学校教育課長（田中 真弓君） はい、お答えします。

中学生芸術鑑賞教室の委託料につきましては、中学校 3 校分 5 月に実施を予定をしておりましたが、新型コロナウイルスの関係で中止となったため減額するものであります。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 学校行事が次々と中止になっているわけですが、コロナ影響って大きいですが、こんなときだからこそ芸術というのはこれからも、だんだん多く広がりそうですけれども、心の栄養という面で大事だと思うんです。

ですので、時間数も大変でしょうけれども、体育館の中に中三生だけでしたら人数が少ないし、各学校とも、大きく場所をとってとか工夫してできないものではないでしょうか。

そして、私も中学生時代のよく覚えてるんです、こういうのがありました。その頃から。その頃、体育館を真っ暗にして、映画が、名作映画が来たわけですが、それは心に残っているわけですので、大事な機会ですので、全て中止じゃなくって工夫していかないと。いかがなものでしょうか。

○教育次長（前田 繁之君） 議長、教育次長。

○議長（杉谷 洋一君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 繁之君） 中学生の芸術鑑賞教室については、私も見たことがありますけども非常に、有意義ないい行事だと思います。

今回中止にいたしましたのは、その対象となる劇団が全国各地を回って、大山町にも来るといふ計画の中での鑑賞教室なので、やはり全国各地を回るところで、非常に感染の危険性も少し高まるのではないかと。いうふうなことを考えまして、今年はやむなく中止とさせていただきます。以上でございます。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） いろいろ考えられてその劇団がいいということで決められたことには、私も理解いたします。ただ、コロナの影響がいつまで続くかわかりませんし、いろんなやり方というものをこれからは考えていただきたいなと思うところ。いかがなものでしょうか。

○教育次長（前田 繁之君） 議長、教育次長。

○議長（杉谷 洋一君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 繁之君） ことしはもう中止の決定をさせていただきましたので、ただまあ非常に大事な行事の一つではあります。来年度に向けては、何とかできるように、考慮していきたいと考えております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（2番 池田 幸恵君） 議長、2番。

○議長（杉谷 洋一君） 2番 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） すいません。12 ページと 21 ページでお伺いしたいです。

12 ページ、額は大きくないんですけども、交通安全対策費の光熱水費で、赤色回転灯電気料金ってあるんですけども、予算書に載ってなくて上がってきてました。

これはどこの電気料金のことでしょうか。もしくは、それまでに緊急で回されたってことでしょうか。

21 ページ、ため池ハザードマップ作成業務委託料が上がってます。予算書にも、2カ所ため池ハザードマップということですね、同額が上がってましたが、これとはまた違う分でしょうか。お願いします。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい。まず電気料金のほうについてお答えいたします。

こちらですが、大山町内岡地区にございます国道沿いにある赤色回転灯の電気代でございます。こちらにつきましては、琴浦大山交通安全町連絡協議会という組織がございまして、こちらのほうで設置をされたものです。当然大山町も中に入っているんですが、こちらの組織が、今年度、解散が予定されてます。解散後の電気代については、それぞれ設置、琴浦の分については琴浦町、大山町内の分については大山町がということで、既に協議済みですので、こちらの電気代について、解散後のものを7,000円と見込んで計上するものです。以上です。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産長。

○農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。ため池ハザードマップの作成業務委託料200万ですが、これ県の補助額が、追加で見込めることとなったために追加で、4か所で行うものでございます。

当初予算では、コガミヤ池、にごり池、牛卸池、新田池を予定しておりました。今回、補正で4件、追加するものは、神森系、大沢池、門野池、松尾池ということで、これで重点ため池、全て間ハザードマップができるというような状況になりました。

以上です。

○議員（2番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） はい、回転灯のことで追加をお願いします。よくこの岡の回転灯は止まっているんですけども、そういう維持管理はこれには含まれないということですか。。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） お答えいたします。維持管理につきましては、現在、その連絡協議会の事務局、こちら琴浦町さんのほうにあるんですが、こちらのほうで管理しておられます。修繕等が必要な場合については、都度協議しながら、対応ということにしておりますので、現在琴浦町の事務局のほうに、話がお伝えしてありますので、今後どういうふうに向かわれるかということは、整理をしながら、修繕のほうに向かうということであれば、修繕で対応いただくように話をしたいと思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑ありません。

○議員（13番 岡田 聡君） 議長、13番。

○議長（杉谷 洋一君） 13番 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聡君） 3点ほど質問いたします。

11 ページの目 5 企画費の負担金補助及び交付金のところで、地域自主組織育成支援事業補助金 400 万円の減額になっておりますが、これの内容を説明をお願いいたします。

それから 12 ページの目 10 交通安全対策費負担金補助及び交付金のところで、ペダル踏み間違い防止装置設置補助金 15 万円減額して、ドライブレコーダー設置補助金を 15 万円増額しておりますが、これの内容も説明をお願いいたします。

それから、同じく 12 ページの目 2 の賦課徴収費のところで、報酬が会計年度任用職員報酬 437 万 5,000 円減額、それから給料が、会計年度任用職員給料 377 万 7,000 円増額しておりますが、内容を説明いただけますか。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） それではまず 11 ページ、負担金補助及び交付金の地域自主組織育成支援事業補助金の 400 万円の減からでございますが、こちらにつきましては、当初予算で、400 万円でこの補助金組んでおりましたが、この事業内容につきまして、内容が、県の補助金の対象になるということがわかりましたために、予算の組み替えを行うものです。

組み替え後ですが、12 ページをごらんください。12 ページの 1 番上、みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金ということで 400 万円上げております。こちらのほうが県の補助事業の対象となる事業でございます、こちらのほうに先ほどの 400 万円分事業を組み替えを行うものです。

それからペダル踏み間違い防止装置補助金、それからドライブレコーダー設置補助金

合わせての御説明といたしますが、こちらペダル踏み間違い防止装置補助金につきましては、昨年度、制度設定をいたしまして、実際に補助を進めてまいりましたが、もともになる制度が県の補助事業でございます。

で、県のほうで、ペダル踏み間違い防止装置補助金につきましては、国のサポーカー補助金の支援枠拡大によりまして、県のほうで、このペダル踏み間違いの補助を、今年度から、やめられましたので、町のほうもそれに準じて、今回の減額を行うものです。

それにあわせましてその下のドライブレコーダー設置補助金 15 万円増にしております。こちらのほうに補助金の組み替えを行いまして、町のほうではドライブレコーダー設置補助金について、より拡充し、たくさんの方にお使いいただくように、制度設計を行うものでございます。以上です。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい。町税費の賦課徴収費の報酬と給料のことでございますけれども、人件費ですので、総務課のほうでお答えいたしますが、当初予算のときにおきましては、徴収員のこととございますが、パートタイムで計上しておりました。パートタイム職員におきましては、報酬で支払うということになっております。ただこれフルタイムということで、今後、やっていくということになりまして、フルタイムにおきましては、給料で支払うということとこれを組み替えたものでございます。

○議員（13 番 岡田 聰君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 岡田議員。

○議員（13 番 岡田 聰君） これまでのペダル踏み間違い防止装置、それからドライブレコーダー設置補助、ペダル踏み間違いのほうはなかなか設置が難しいようなことを聞いておりましたけれども、これまで実績があったのかどうか。

それから、ドライブレコーダーもこれも実績が伸びているのかどうか、その説明をお願いいたします。

それから賦課徴収費のところ、会計年度任用職員の報酬と給料ですが、これパートがフルタイムに変わると、給料が下がるという話ですがちょっと腑に落ちないんですけども、どうでしょう。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい。まず、ペダル踏み間違い防止装置につきましては昨年度、補助実績が 3 件でございます。

それからドライブレコーダー設置補助につきましては昨年度 10 件でございますが、ドライブレコーダー設置につきましては昨年度、もう少し多い金額で予算設定しておりましたが、10 件ということで感触としては少なかったのかなと思っております。こち

らにつきましては今回の補正、御承認いただきましたら、制度改正を行いまして、より使いやすいような内容で、さらに住民の方に周知を広げていければと思います。

以上です。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい。報酬から給料に変わったときに、金額が下がるのかということでございます。これにつきましてはこれ、人それぞれということで、なっております。一概にそういうことではないというふうには考えております。

○議長（杉谷 洋一君） 岡田さん、よろしいですか、まだ。よろしいですか。

はい。じゃあ、そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 81 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 6、議案第 81 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 81 号 を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

程第7 議案第82号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第7、議案第82号 令和2年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第83号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第8、議案第83号 令和2年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（13番 岡田 聰君） 議長、13番。

○議長（杉谷 洋一君） 岡田議員。はい、どうぞ。

○議員（13番 岡田 聰君） 4ページですが、目1公共下水道布設管理費、工事請負費で、中継ポンプ場マンホールポンプ制御盤更新工事、7か所、400万円から700万円台減額になっておりますが、これはどういう内容でしょうか。仕様が変わったのかどうか。

説明をお願いいたします。

○議長（杉谷 洋一君） ちょっと休憩させてください。（午前10時11分休憩）

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。（午前10時12分再開）

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） はい。起債の関係での変更でございまして、工事請負費のほう、施設管理費7か所してございましたけれども、それを下水道施設整備費に組み換えての工事をして、公共下水道事業債並びに過疎対策事業債を利用して行えるようにするためでございます。以上でございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。はい、ほかに質疑あります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 84 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 9、議案第 84 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 85 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 10、議案第 85 号 工事請負契約の締結について（中山清掃センター解体工事）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 85 号 工事請負契約の締結については、平成 23 年より休止している中山清掃センターの解体工事を行うものであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和2年6月8日に5業者を指名し競争入札を実施したところ、税込金額2億4,189万円で、広成建設株式会社岡山支店 執行役支店長 今井卓也が落札し、令和2年6月11日付で仮契約を締結したところであります。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日（議会議決の翌日）から令和3年3月26日までとしております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（13番 岡田 聰君） 議長、13番。

○議長（杉谷 洋一君） 13番 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聰君） 大にして公共工事を割り高になる傾向があると考えておりますが、思っておりますが、今回のケースでは、応札したのは1社だけ。しかも落札価格は予定価格と、86万400円だけ違う、違いは86万400円だけ。結局、2億1,990万円、税抜ですが、ほぼ同額で落札されております。

1社に工事設計や見積もりをお願いすれば、結局、その1社が落札するというケースが結構多いと考えますが、今回のケースでは、特殊な物件でございまして、特殊な工事なので難しいとは思いますが、2社に工事設計とかそういうものを依頼して、競争原理を働かせることができなかつたのかどうか。

それから、特殊な工事でございまして、鳥取県や島根県では、これに対応する会社はないのかどうか。解体工事ですので、何かやれそうな気がしますが、その点はどのようにか。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） お答えいたします。

まず、予定価格に近いといったところ、それから、競争の原理が働いていないのではないかといったところについてでございますけれども、非常にダイオキシンの問題であるとか、非常に特殊な工事でございます。ただ単に崩せばいいというだけではなくてですね、そういった関係で今回、実際に、指名をして、そして、その工事のやり方について、適正かどうかのついていったところを、管理業者にですね、確認をさせる、そういった手順を踏んだ形で契約をしてまいる予定にしております。

で、一方で、予定価格の関係でございますけれども、今回、指名に当たって、予定価格は公表しております。ですので、そこに、近い、近くないといったところというのは、業者の判断でございますけれども、こちらのほうで、予定価格は提示しておりますので、業者も明確に、予定価格がわかっていた状態での入札となつてございます。

そして、4社が辞退ということで、非常に競争原理が働かないのではないかと、いう御指摘でございます。で、正直言って、5社を指名をするに当たって、中国地方の管内で、こういう実績のある、工事实績のある業者を選定をして、向かつたわけございま

すけれども、実際には、最近のオリンピック需要であるとか、それから災害等の関係で、非常に技術職員が、各業者とも集まりにくい状況の中といったような社会情勢もあるのかと思いますけれども、4社が辞退ということになってございます。

実際、私どものほうとしても、今回少し戸惑いはあったわけでございますけれども、どこを指名しているのかといったようなところは、提示をしているわけではありませんので、逆に、どこが出てくるのかわからない、どこが、辞退するのか、入ってくるのかわからない状態ということですので、競争の原理が働いた上での入札、応札をいただいた結果と思っております。

鳥取・島根のほう、どの業者の有無ということでございますけれども、特殊な工事ということで実績をいろいろ懸案した結果、中国管内でこの5社を選定したということでございます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩とします。再開は10時30分とします。

午前10時20分休憩

午前10時30分再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第11 議案第86号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第11、議案第86号令和2年度大山町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第86号 令和2年度大山町一般会計補正予算（第6号）については、「ありがとう！大山みんなで応援券」発行事業を実施するにあたり、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第6号は、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,098万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億4,331万8,000円とするものであります。

事業の詳細といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだ消費の喚起を図り、町民みんなで町内の事業者を応援するため、全町民を対象として、町内の登録店舗で利用可能な「お食事・リフォーム券」5,000円分、「商品券」5,000円分を配布するものです。

また、75歳以上の単身世帯には、「商品券」5,000円分を上乗せして配布いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 内容についてはだいたい理解をしたつもりですが、歳出ほうで人件費ですね、封入作業とありますけども、会計年度任用職員の報酬としてあります。費用弁償も連動してるんじゃないかなあと思いますが、これはどういうこの形態なんですかね。その辺を詳しく。別途アルバイト的に雇われるのか、職員ではできないのか、その辺り説明してください。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） お答えいたします。会計年度任用職員については、内訳といたしましては、4名掛ける5日間分ということで想定しております。

こちらにつきましては、納品から発送までの期間が大変短いこと、その期間内で全世帯配布用の封入を行いますには、職員だけでは手が足りないことが理由でございます。

以上です。

○議長（杉谷 洋一君） はい、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） はい、4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） ちょっと制度設計の部分について、聞かせてください。

今、コロナウイルスの影響でですね、飲食店等が非常に苦しい状況に置かれているというのは皆さん、御存じのとおりというか、言うまでもないかなと思いますが、この、食事券だったり商品券であったりを使って飲食店さんを利用していただければそれはそれで消費喚起であったり、支援策としてすごく有効だと思う、いい案だと思いますが、換金作業、飲食店の仕入れだったり現金でされてる場合も結構あると思います。換金が速やかに行われないと、実はお金を回すのが、非常に大変なことになるんじゃないのかなと、そういう心配をします。

換金作業について、どういうふうに計画をされていくんでしょうか。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい。換金作業につきましては、事業所でまとめられた商品券、それからお食事、リフォーム券につきましては、まとまったところから随時、町のほうに御提出をいただき、換金作業ということであたりたいと思います。

例えば1か月分まとめてとかということ、こちらのほうから指定はせずに、随時、必要なときに、換金作業にかかれるように対応したいと思います。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） この、大山みんなで応援券、有効期間が8月1日から11月30日ということになってます。換金も8月1日からできるのでしょうか。伺います。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） 仕組みとしては8月1日から換金の受け付けをできるようにしたいと思います。以上ですか。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（13番 岡田 聡君） 議長、13番。

○議長（杉谷 洋一君） 13番 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聡君） 新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ消費の喚起ということで、結構な商品券等がまちに待った支援策ないし経済対策だと思っておりますが、先日の説明では、町内の、ごめんなさい。食事券、リフォーム券とあるのは、町内の建築、建設業者、仕事が落ち込んで、そういう方々にも、支援が行き届くような形ということの説明がございました。

ただ食事とリフォーム券で5,000円、1人5,000円ということで、家族3、4人でも、1万5,000円から2万円程度でしかありませんが、リフォーム券と名がついている限り、何かそっちのほうへ回るような、回していただけるようなお考えでしょうか。ケースとしてどういうリフォームを考えていらっしゃるのか。

それから、リフォーム券と名がつく限り金額は少ないような感じがいたします。

それから、大工さんとか職人さんなんかは、だいたい町外の大手に属していらっしゃる方も結構いらっしゃると思います。

そういった場合、そういう方々にも支援が行き届かせるためには、そういう個人の方々も、こういう受けられるような申請ができる、申請を促進するようなことが必要だろうと思いますけど、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

それから、75歳以上で5,000円の上乗せということですが、後期高齢者75歳以上で区切りをつけていらっしゃいますけれども、雇用、再雇用などで、職を失うというよう

な、新型コロナ関係で職失うというような方々、あるいは、その雇用の期限が切れて仕事を失うというような、例えば65歳から70歳程度、こういうところで区切りはつかなかった、つけられないのかどうか。そういう方々の支援ができないのかどうか。

それから、むしろ単身者よりも、ひとり親の家庭のほうが非常に苦しい、経済事情やと思いますけども、そういう点はどうでしょうか。そういう方々の支援はどうでしょう。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） まず、どういった内容のケースのリフォームに活用可能かというところですが、いわゆる建物の大修繕というようなリフォームにももちろんお使いいただけますが、もう少し小規模な、例えば建具を修繕いただくとか、配管をこの際に直すとか、というような、例えば水回り等の修繕、それからもう少し改築に比べて小規模な修繕等に、対しても使えるように今、制度設計を準備しているところです。

それから町に属しておられる方への支援というような御質問だったかと思います。これ内容につきましては、一応町内の事業者のほうでお使いいただける券ということで、そこからどういうふうに、従業員とか下のほうに流れていくかということにつきましては、経済の循環の中で、この支援策が回るかというような考えで、対象としましては、町内の事業者対象ということで、絞る考えでございます。

それからは、75歳以上の単身世帯への上乗せ配布について、ほかにもいろいろ支援が必要な方がというようなことでの御質問があったかと思いますが、そちらにつきましてはこのたびの経済振興、商工振興の支援策といたしましては、今回75歳以上の単身世帯ということで絞っておりますが、そのほかに、さらに支援が必要というようなことが今後、起こってございます場合は、そのときに、別の支援ということで、検討が必要かと思います。以上です。

○議員（13番 岡田 聰君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聰君） 町内の事業所が対象だということですが、その影響を受けてらっしゃる大山とか左官さんとか、その他の職人さん、結構町外の事業所に所属して仕事をしていらっしゃる方が結構をいらっしゃると思いますけども、そういう方々には恩恵が行き渡らないと思いますけども、何か個人でリフォームをする、そういうときにも、使えないのかどうか、何か方策はないのでしょうか。個人として申請は、申請を可能にするとか、そういう点で考慮できないのか。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） 今回の応援券につきましては、主目的の一つとして、町内での経済循環、商工振興というところが一つ大きな着目点でございます。

そちらのほうで、今回の制度については、設計して、進むことができればと考えておりますが、その他、今おっしゃっておいででしたような支援策というのが、大きな問題として必要ということであれば、今後、別方策等で考えることは必要だと思います。

以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（杉谷 洋一君） 11番 西尾議員。

○議員（11番 西尾 寿博君） 説明を受けたんですけれども、近隣ではですね、やっぱりプレミアム的な、以前、2割のプレミアムがついたものを大山町もしておりました。

今回は近隣の聞いたところですか5割のプレミアムをつけたものを、今発行しかけるとるじゃない、もうしとるんかなあ。そういった意味では、額的には、倍に膨らむというようなことでも、案外殺到するんじゃないかというような話も実は聞きました。

宣伝するわけですけれどもですね。宣伝するんですよ、大山町は、負担なしで1万円を配るということになっております。私はそれはそれでいいと思いますが、確認です。

そういった近隣の様子も鑑みてもこれが1番ベストだということでしょうか。お答えください。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） 御質問にお答えいたします。

プレミアム商品券というのももちろん商工振興の上で、大きな意義がある事業だと考えます。

ただ、今議員おっしゃっておいででしたように、今回、商工振興が主目的ではありませんが、その生活支援の部分も考慮いたしまして、このような形で、各世帯、全世帯に行き渡るような施策ということで、このような制度設計を組ませていただいております。

以上です。

[「了解です」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） はい。ほかにありませんか。

○議員（1番 森本 貴之君） 議長、1番。

○議長（杉谷 洋一君） 1番 森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） 本日いただきました資料に基づいてお聞きいたします。

協賛店舗についてお聞きいたします。

大山町内事業者より申請受付登録とございますが、その申請方法は具体的にどのような方法なのでしょうか。

それから、6月より募集開始、配布後も随時受け付け、追加登録とございます。6月何日より募集を開始されるのでしょうか。

それとですね、この「ありがとう、大山みんなで応援券」について、有効期間は、令和2年8月1日から11月30日までの4か月間とされておりますが、事業者を募集するに当たって、募集期間の閉めは設けられるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、この資料の1番最後に、参考として、大山町商工会アンケート結果まとめ、抜粋というものがありますが、町内事業者といたしましても、広く見れば、この参考資料にあるような大山町商工会に所属しておられない事業者も当然あるかと思えます。

この募集を開始をしたときにですね、そういった団体等に所属しておられない事業者に対しては、周知徹底の方法をどのように考えておられますでしょうか、御説明をお願いします。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい、お答えいたします。

まず申請方法につきましては、書類で御申請をいただきましてもその申請、内容によりまして、該当外とすることが妥当というものでなければ、登録という形でさせていただければと考えております。

また、6月より募集開始ということですが、こちら本日御議決をいただきましたら、来週早々に準備にかかりまして、今月の下旬、なるべく早い段階からは、募集ができればと考えております。

また募集の締め切りでございますが、まず最初に、券を各世帯にお配りいたしますときに、協賛店舗の一覧をつけることが必要と考えております。その協賛店舗の一覧にはなるべくたくさんの事業者に、掲載させていただけるように、まず第一次の募集締めというのは必要かとも考えております。

こちらは7月の中旬ごろ、券の発行までというところ、券の完成までというところで、一次の募集締め切りは必要かと考えております。

ただその後に、例えば制度を見ながら、うちも参加したいというような事業所がございましたら、どんどん追加ができるように、その後も随時受け付けは考えております。

それから商工会さんのほうの結果まとめについて御質問いただきました。こちらにつきましては商工会さんの会員だけの内容での数字となっております。

ただ今回の制度につきましては、商工会さんの会員以外の方にも、もちろんたくさん御参加6がつmいただければと考えておりますので、広報につきましては、いわゆる大山チャンネル、それから広報大山というような、メディア的なところも含めて、あとは商工会さんのほうから会員への案内をいただく等幅広く、情報提供ができればと考えております。以上です。以上です。

○議員（1番 森本 貴之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） 申請受け付けについて質問いたします。

該当外となるようなものについては申請受付時に判断するということですが、該当該当となりうるもの、具体的には何があるのでしょうか、お示してください。

それから、第一次の募集の締めですね、7月中旬に第一次の募集の閉めを検討されているということでもあります。その他の商工会さんや広報大山チャンネルさんと連携した幅広い周知徹底とあわせて、当然、第二、必要であれば第三次の締め等も検討される必要があるかなと思います。周知徹底不備のないように、第1次以降もしていただけるかどうかというところ、これ確認ですよろしく申し上げます。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい。該当外の事業者についてですが、こちらが例えば暴力団の対策を、また風俗営業法に抵触するような事業者については、該当外とするように制度設計を検討中です。

さらに、あとは募集についての御質問だったと思いますが、二次三次というような段階を設けるかどうかというところは現在検討中です。一次の募集締めというのは、絶対必要かと考えますが、その後は随時募集でいくのか、それとも段階的に募集締め切りを設けるのかというところについては、これから検討を進めてまいりたいと思います。

また、広報については、その一次募集が終わりました後も引き続き、使用推進それから、事業者募集も含めて、広報ができればと考えております。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口議員。

○議員（9番 野口 昌作君） この券の事業所の関係でございますけれど、仮に（・・・発言取消を許可した部分 3文字削減・・・）、それから（・・・発言取消を許可した部分 2文字削減・・・）等も対象になるかということとですね、まあ（・・・発言取消を許可した部分 5文字削減・・・）等につきましては、販売がいろいろございます。肥料等もございすけども、そういうものも対象になるかということをお尋ねいたします。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） 具体的な事業所名をいただきましたけれども、そちらについても手上げをいただければ、対象にする方向で検討しております。

そして対象になりました場合、特に商品券のほうにつきましては、使用制限、特にこの品目は駄目ということではなく、使用できるように考えております。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） はい分かりました。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 何点かお尋ねしたいと思います。

今回の商品券の配布ですけれども、総額で約 1 億 7,000 万ということで、単町費用を使っている事業としてはもの凄い高額な事業だと思います。コロナ対策としてされる事業ですので、基金など取り崩してどんどん事業をされること自体は、どんどんやっていただきたいと思う反面ですね、やはり、1 億 7,000 万使うのに、費用対効果としてどうなのか、これはやっぱりしっかり吟味する必要であると考えます。

そこでお尋ねするんですけれども、先ほど、別の議員も聞いておりますが、この事業の目的としてはですね、落ち込んだ町内消費を喚起することが目的なんだと。経済振興、商工振興の目的で事業をするんだということの説明だったんですけれども、で、あるのであれば、やはりプレミアつきの商品券でやったほうが、費用対効果は高かったのではないかと、50%のプレミアをつけてもですね、ざっと半額でできると。1 億 7,000 万ですから 8,000 万以上、費用を抑えることができる。

そしてその 8,000 万で、一部、生活支援ということなのであれば、非課税世帯の方々だったり、先ほど岡田議員が 1 人親家庭って言われましたけれども、そういった方も含めてね、必要とされる方に、商品券を配布しても、4,000 万 5,000 万は、もっと節約できたんじゃないかというふうに考えますが、そのあたりの検討状況について、お尋ねしたいというのがまず 1 点でございます。

そして、今後、国の二次補正で、また、交付金が入ってくると思います。今回の事業も交付金で財源の振りかわるのかもしれませんが、やはり、国が今新しい生活様式ということも提唱しております。それに対応してですね、施策というのは、どんどん、必要とされるもっといろんな施策があるのではないかと。

二次補正に対応してですね今後のこの対策について、どのようなことを考えておられるのか。例えば、私は診療所の遠隔診療であったりとか、このコロナがはやっているときにもし大地震があったら、避難所運営に係る予算、改善も、予算の確保が必要だと思いますし、この機会に合わせて、図書館であったり、社会教育施設のですね、しっかりと整備拡充というの、この 2 次補正のお金を使ってですね、やっていくべきだと思うんです。そういった予算が、今後ちゃんと確保されるのか、そういう予算がどこまで今検討されてるのかということの、御説明いただきたいと思います。

そして、最後に、1 億 7,000 万っていう真水ですよ、いわゆる、町の費用 1 億 7,000 万、これ、もし補助金使ったり起債使ったりしたらね、5 億、10 億の事業だってできるんですよ。それ 1 億 7,000 万を使って、今回商品券を配布するにあたってですよ。商工振興のために 1 億 7,000 万、本当にそれで全部使ってしまうのか。教育の関係だったり、保健衛生の関係での事業にもっと使うべきではないのか。私そういったことは、各課のね、責任者、課長だったりとか、このコロナ対策の予算の配分をしか

り議論した上で、じゃあ商工振興に幾ら必要だねっていう合意形成が必要だと思うんですけども、そういった役場内での、コロナ対策の予算の使い方についてどういった、議論がなされたのか、これについての御説明をお願いいたします。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい。私のほうからはプレミアム商品券等の御質問についてお答えをいたします。

まず、プレミアム商品券のほうは効果大きいのではというような御質問だったかと思いますが、確かにプレミアム商品券につきましても、小さな予算で同等の効果というようなことが考えられる場合もあるかと思えます。

ただこちらのほうはあくまで、購入をいただいて、それでお使いいただくというような形ですので、全体的な枠がどれぐらいなるのかというところがかみにくいケースもございます。

今回、町のほうで御提案いたします応援券につきましては、1億7,000万につきましては、使っていただくための努力が町でも必要かとは思いますが、基本的には、全てお使いいただいて、町内でこの投資が全て回るということで考えております。

生活支援商工振興で考えました場合に、大変意味のある事業の組み立てかと思っておりますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） まず、今後のコロナ対策、どういったことをといたところでございます。

先ほど遠隔診療であるとか、そういった御提案もいただいておりますけれども、実際に診療所のほうで、いわゆる画面を見て、面と面と向かってっていうことではなくて、電話でのやりとりといったようなことは実際にはやっております、そういったところ、どうしていこうかっていったような議論は出ております。

また各課のほうです、いろいろ検討してもらっておりますし、実際に、具体的に少しお話ししたものもありますけれども、これからまた、二次補正、国の二次補正の内容も、もう少し出てくるんであろうと思っておりますし、実際にまだ枠の配分がどれぐらい、いわば鳥取県そして大山町のほうに振ってくるのか、そういったところも、わからない状態もありますけれども、今後も、補正等で対策を打っていかせていただきたいなというところはございます。

一方で予算の配分のことをおっしゃられました。コロナ対策で各課に幾ら予算を割り振ってやっているのかといったところですが、逆に、予算割り振って、出してこいというやり方はしておりません。それぞれ、いろんな対策があろうかと思っております。

すし、各課のほうで検討いただいたものが上がってくる場合、また、こちらのほうから、こういったことは考えられないかといったような提案が、いわば上のほうからおろすようなものも、実際にあったりもするんですけれども、そこを初めに枠をつくって、この枠を埋めるだけつくってこいというやり方はしておりませんで、いろんな対策案を出していただいて、今何をすべきなのか、そういったところ検討しながら、予算をつけていく、そういったやり方をしております。

ですので、配分が先にあるというところではございません。以上でございます。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 各分野に予算を配分してというそういう小さな話ではないんですよ。まず、肝心なのは、今回のコロナというのが、本当に我々がこれまで経験したことのないような、よく言われるのが100年に1度ぐらいの社会的な災害なんだと。そして、今は少し一段落してですね、この大災害からどう、地域が立ち上がっていくのか、新しい生活をつくっていくのか。これからの復興が始まる、そういう大事な時期じゃないかと思えます。

そしてそういった状況の中でですね、1億7,000万という大山町の予算としては、非常に大きな金額を一つの事業に投入すると。コロナ対策という面では本当に、何億円という事業を、これから支出していくと。そういった状況の中でですね、担当課だけで事業を検討して、それを最後に、幹部職員が出すか出さんか、決裁するとそういうやり方が本当にいいのか。

やっぱり、これからどういう事業が必要になってくるのか、どういう予算が必要とされるのかということは、管理職会でですね、しっかり吟味した上で、予算を提案して、いただきたい、そうすべきじゃないかなと思うんですけれどもそのあたりの御認識をお尋ねしたいと思えます。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） お答えします。

実際にですね、担当課のほうに検討してくれということで、それぞれあがってくるわけですけれども、その案について、5回ほどでしょうか、経済対策会議といったようなものも、幹部管理職員を集めてやらせていただいています。

その中でいろんな意見を伺いながら、参考にしながらそれぞれつくっていただく。それから、部門を限ってですね、観光商工、農林、そういったところ部門に限ったところでいわば、縮小版のような形で、経済対策会議を開いたりして、そういった形で意見を出し合いながら、実際にもんでつくってきております。

ですので、担当に単に任せて作ってあげてきたものを、上のほうでそれを受けたり、

はじいたり、そういったやり方で出しているものではございません。以上でございます。

○議長（杉谷 洋一君） はい、ほかにありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 確認の意味でちょっとお伺いしておきたいと思います。

一つは、対象となる事業者ですけれども、これ（・・・発言取消を許可した部分 3 文字削減・・・）や（・・・発言取消を許可した部分 4 文字削減・・・）も希望されれば対象とするということですが、家で話しをした時にですね、子どものほうから（・・・発言取消を許可した部分 4 文字削減・・・）はどうだいなということで疑問がありました。（・・・発言取消を許可した部分 9 文字削減・・・）なんかは、対象に手上げをされればなるのでしょうか。

それから、もう一つ、有効期間の問題です。今の案では 8 月 1 日から 11 月 30 日ということになっておりますけれども、リフォームという活用を考えるならば、そんなにそんなに業者さんはたくさんいないので、みんなはっきり、たくさん使っていただきたいんですけども、所帯が 5,000 所帯ですか、5,000 所帯の方が 10%、1 割の方がリフォーム活用しようかなと思ったら、500 でございます。500 の事業を 4 か月で消化するということは非常に難しいんじゃないかと思っています。これもお金を払う時に、このお金と合わせてそのリフォーム券なりを交付してそれから換金という形になると思いますので、リフォームについては非常に厳しいんじゃないかという感じがしてんですけども、有効期間をリフォームに限り、延長するというふうなことは考えられないでしょうか。お伺いしたいと思います。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） お答えいたします。

まず、町内の小売店業につきましては、手上げがあれば対象とさせていただくように、対応したいと思います。

また、今、リフォームの関係での使用期間についてもご質問がございました。こちらにつきましてはこの券の目的には書いてございませんが、町内事業者への早い消費喚起を促すということが、今のこの時期については必要かと思えます。

ただ、おっしゃっておいでのとおりリフォームという例えば改築とか、大きなものになりますと、当然例えば、3 月末までが今のところ目途であったりとかというようなことが出てくると思いますが、例えばこの件を御使用いただきまして、その改築のうち、部分的に先に終わる部分等でも使っていただくというようなことで、早い消費喚起につながればということで、制度設計をしたものです。以上です。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 今度、今後そういった利用について、周知をされると思いますけれども、周知の際には、今、説明されたような丁寧な案内をしていただきたいと思います。例えば、前払い代金の中に、これを含めていいですよとか、そういったことをしないと、利用者としては、どうしてやったらいいんだろうか、というふうに考えてる間に期間が過ぎてしまうということもありますので、ぜひとも丁寧な説明をお願いをしたいと思います。

業者に関してですけれども、先ほども同僚議員からも質問あったんですけども、建築業者さんの中には、町内の事業者としては登録していないけれども、町外の業者に所属しているという方が相当数いらっしゃいます。

そういった方については、今後手上げをするときに、個人の業者としては認めるというふうに、理解してもよろしいでしょうか、伺います。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい。まず周知につきましてですが、この券につきましては使っていただかないと全く意味がない、使っていただいて初めて消費喚起ということになるとと思いますので、使用いただく方、また事業者双方に、継続的に周知等は図られればと考えます。

それから今の個人事業者につきましてですが、町民の方が、事業所として大山町内でおられる方はもちろんですけれども、大山町内におられる方が、個人事業としてやっておられるという場合については、事業者登録として、可能かどうかを判断して、対象とすることは可能かと考えます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 86 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 12 議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命についてから、日程第 26、議案第 101 号 大山町 農業委員会農業委員の任命についてまで、計 15 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） ちょっと長いので、飛沫感染防止の距離が保たれていますので、マスクを外させていただきます。

議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町高田 1112 番地 37 前田 繁盛さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

前田さんは、平成 8 年以降、合併後の現在まで農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、地域での信頼も厚く、人格・見識とも農業委員に適任と考えますので、任命にご同意をいただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

以後、議案第 101 号まで農業委員の任命議案を説明させていただきますが、議会の同意が必要な法令条文や委員の任期は、本案と同様でありますので、説明を省略させていただきますことをご了解願います。

続いて議案第 88 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町羽田井 1 79 番地 尾古 礼隆さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

尾古さんは、認定農業者であり、平成 26 年から農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、地域での信頼も厚く、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

議案第 89 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町坊領 4 4 8 番地 遠藤 幸子さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

遠藤さんは、平成 26 年から女性農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて議案第 90 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町八重 172 番地 奥田 国雄さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

奥田さんは、認定農業者として、地域での信頼も厚く、農業委員会活動への意欲があり、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて議案第 91 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町栄田 313 番地 江原 宏昭さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

江原さんは、認定農業者であり、現在、農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町坊領 152 番地 矢田 考志さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

矢田さんは、若手の農業者であり、認定農業者である農事組合法人の理事として、地域での信頼も厚く、農業委員会活動への意欲があり、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて、議案第 93 号大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町荘田 629 番地 藤本 康央さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

藤本さんは、若手の農業者であり、地域での信頼も厚く、農業委員会活動への意欲があり、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて議案第 94 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町塩津 10 番地 1 高見 利洋さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

高見さんは、認定農業者として、地域での信頼も厚く、農業委員会活動への意欲があり、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて議案第 95 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町中高 398 番地 岡田 龍男さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

岡田さんは、現在、農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、地域での信頼も厚く、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて議案第 96 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町東坪 922 番地 小谷 恵さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

小谷さんは、若手の女性農業者であり、現在、農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて、議案第 97 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町羽田井 1418 番地 1628 山下 一郎さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

山下さんは、現在中立委員と呼ばれる農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、農業部門における長年の行政経験もあり、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて、議案第 98 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町茶畑

131 番地 2 高虫 秀樹さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

高虫さんは、認定農業者であり、平成 23 年から農業委員としてご活躍いただいております、全国稲作経営者会議理事の要職も務められるなど、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて議案第 99 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町東坪 189 番地 日野 浩一さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

日野さんは、現在、農業委員として農業委員会活動に精力的に取り組まれている方で、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

続いて、議案第 100 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町名和 1160 番地 7 米澤 誠一さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

米澤さんは、認定農業者であり、平成 8 年以降、合併後の現在まで農業委員としてご活躍いただいております、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

最後に、議案第 101 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、大山町豊房 2693 番地 石原 文義さんを大山町農業委員会の農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

石原さんは、香取開拓農協の理事として、また、認定農業者として畜産振興に意欲的に取り組まれており、地域での信頼も厚く、人格・見識とも農業委員に適任と考えます。

以上、15 名の農業委員の任命について、提案理由を述べさせていただきました。

本案が全て同意いただけましたら、農業委員会法に規定されております「農業委員の過半数が認定農業者であること」、「1 名以上の中立委員を置くこと」の要件を満たすとともに、努力義務として求められております「女性や若手の積極的な登用」についても複数の女性や若手が登用されることとなります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 87 号 を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 87 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 88 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 88 号 を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 88 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 89 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号 を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 89 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 90 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 90 号 を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。
したがって、議案第 90 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 91 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑
を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 91 号 を採決します。 お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。
したがって、議案第 91 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑
を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 92 号 を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。
したがって、議案第 92 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 93 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 93 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 93 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 94 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 94 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 94 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 95 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 95 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 95 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 96 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 97 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号 を採決します。 お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 98 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。 お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 99 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。 お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 100 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。 お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号は、同意することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 101 号 大山町農業委員会農業委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号は、同意することに決定しました。

日程第 27 陳情第 4 号 から 日程第 29 陳情第 7 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 27、陳情第 4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情から、日程第 29、陳情第 7 号 不登校・ひきこもり児童生徒の支援拡充をもとめる陳情までの 3 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、大原 広巳議員。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） そうしますと陳情第 4 号、陳情第 6 号、陳情第 7 号、3 つまとめて報告いたします。

陳情第 4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情について、夫婦のあり方の変化や国内世論、国際的なすう勢を考えれば、民法改正を推進すべきという意見もありました。

しかし、夫婦別姓や女性の再婚禁止期間の問題による弊害も懸念されます。

採決の結果、採択 1、不採択 4 で不採択と決しました。

続きまして、陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情について、多忙な学校現場の解消には、教職員の定数改善が必須であり、教育環境の充実を財政的にも支援する必要があります。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。

続きまして、陳情第 7 号 不登校・ひきこもり児童生徒の支援拡充をもとめる陳情について、学校になじめない生徒の居場所として、選択肢に寺子屋以外にもフリースクールを認知し支援すべきと考えます。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。以上で委員会報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、陳情第4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、この陳情に対して賛成者の発言を許します。賛成者ですか。

○議員（8番 大森 正治君） はい。

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） はい、マスクを外して討論させていただきます。

陳情第4号 選択的夫婦別姓の導入など1日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情書に賛成の討論をいたします。

夫婦別姓を強制する民法750条は、憲法が保障する個人の尊厳、婚姻の自由、平等権、これを侵害するとともに、女性差別撤廃条約が保障する自由かつ完全な合意のみにより、婚姻をする同一の権利と、夫及び妻の同一の個人的権利、これらを侵害するものです。

既に、法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を答申しています。

そして、国連の女性差別撤廃委員会は、2009年に、夫婦別姓を強制する民法750条を、改正するように本に勧告しています。

それにもかかわらず24年間あるいは11年間を経過しても、国会は放置したものであり、怠慢と言わなければなりません。

また、そういう選択的夫婦別姓制度に関する内閣府の世論調査によりますと、選択的夫婦別姓を認めるよう法律を改めてもよいがという人が70%以上を占め、20歳代から50歳代の若い層では、半数の人が法律改正に賛成しています。

一方、女性のみにも再考を禁じた民法733条を再婚禁止期間6カ月から100日に短縮ルール短縮する改正法が2016年に成立しました。

改正法は、離婚時に妊娠をしていない場合には、禁止期間の適用が除外されるものではありますが、これは、改正法が有名無実なものであり、禁止規定そのものが不必要なことを物語っているのではないのでしょうか。

また、100日に期間を短縮しても、女性のみにも再婚禁止期間を設ける、そのこと自体が不合理であり、国連の女性差別撤廃委員会などからも、早く再婚禁止期間の廃止をすべきと、日本政府に対して繰り返し勧告されております。世界の流れを見ても、女性の再婚禁止期間の規定そのものがなかったり、規定を廃止したりするのが、世界の潮流と

なっております。

このように、女性だけに自由や権利を狭めるような法律は早く改正しなければならないではないでしょうか。

そうしないと日本は、人権に関していつまでも遅れた国であり続けることになりかねません。ぜひこの陳情を採択しましょう。

以上、賛成討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。
ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） もう1回、この陳情は、委員長報告は不採択ですが、賛成者、
ありますか。なしですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度
2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情につい
て、委員長報告に対する質疑を行います。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） この陳情は、4年間ですかね。3年間なりずっと、同じ
形で陳情が採択するという方向になっているわけですけど、今コロナが非常に厳しい状
況、そして、財政的にも国の財政支出が、コロナのほうに重点的に向かわなければいけ
ない、そういう状況にあって、2021年度予算に、この陳情にあったように、そういつ
た3分の1を2分の1に戻しなさいというふうな、陳情をすべきかどうか、そういった
現状に対する認識は、どのような議論があったのか、お伺いをしておきたいと思いま

そして非常に、もう一つ大事な事は、教員の定数改善、必要なわけですけども、現
状の学校の中で、そういった定数的に厳しいからいろんな支障があるというふうな状況
が、本町内において、出ているのかという事をどのように議論されたのか、お伺いをし

ておきたいと思います。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大原委員長。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） そうしますと、委員会で出た全会一致で採択ということですので、反対の意見は当然ありませんでした。

で、賛成意見の中でですね、門脇議員が言われたようにですね、コロナの影響を、どの程度を斟酌っていうか、議論の対象にしたかということですが、皆さん御承知のように、学校が閉鎖になるということも、もう委員会の時点では、状況がそういうふうになって、現場では、大山町も取り組んでます GIGA スクールに向けてですね、少数でも、あるいは、みんなが学校になくても、授業ができるような方向にですね、これから教育現場に何て言いますか、デジタル化に進める、コロナのことがいきかかって言ったら言い方悪いですけども、ターニングポイントになっていくんじゃないかなというふう

に委員の皆さんは、意見述べられました。

定数のことと直接云々ということではありませんけども、やはり現場では、町内も教員の手助けをする教員もですね、名和中学校のほうから大山西小のほうに異動になったりとかですね。現場の多忙感は相変わらず継続しているという状況、それから定数改善をですね、このままにした上で、そういう今後の教育現場の変化に対応するには大変じゃないかという意見が大勢でした。

以上のことからですね、これ3年目、4年目かもしれませんし、4年目になるのかな、毎年出ておりますが、OECDの中で教育費がですね、日本は最下位だということも、このコロナのことも受けまして、やはり人材を、日本を背負う人材をですね、やはり教育費にもっとお金をかけなくちゃいけないんじゃないかなという意見もたくさん出ました。

以上、そのほかいろんな意見ありました。でも総論としてはですね、やはり教育は、国の柱で、地方のほうから、教育費の充実を求めることはやはり必要だなという結論に、達しました。以上で終わります。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 確かに、私としても、教育の環境の充実っていうことは非常に大事なことでありと考えて推進はしたいと思っておりますけども、ただ、今の時期ですね、これを出すということ、昨年の、この陳情の審査に当たってですね、いろいろ言われておったところの中に、大原委員長のほうがこの質問に対して、この陳情の意味というのは、こういう陳情出して何がしかの変化なり議論をしてもらいたいというのが、元来の意味ではないかというふうにおっしゃっております。

何がしかの変化なり議論ということであれば、今先ほどお話があったように、GIGAスクールに向かって、国全体として、相当巨額な資金を教育予算として組んでおります。

そういったものをまとめて出していくということになると当然、予算は有限でございますから、どこから削るといふ議論も、その棚の上に上がってくるのではないかと、こういうふうを考えます。

そういったプラスの面だけでなしに、こういった意見書を出すことについての、マイナスの面も考慮されたのか、お伺いしたいと思います。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大原委員長。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） 門脇議員が御指摘されました。

定数を地方の負担 3分の1 から 2分の1 に上げること事態は国の財政指数をふやす結果になります。それでまあ当然、こういう、デジタル化を進めることにもお金が入ります。もう 3分の1 から 2分の1 に云々ということに仮にこだわれば、予算案が結局上限じゃないということで、どちらかがしわ寄せを食うかもしれないという意見が、確かに委員会の中でもありました。

ですが、やはり定数のことをですね、改善しないのに、次の新しいことに向かっているのはやっぱり大変じゃないかなということが意見として出ました。

地方の負担を 3分の1 から 2分の1 っていうことの議論と並行してですね、全体の教育費は膨らんででもですね、今回の GIGA スクール構想で、デジタル化のことは、コロナのを受けて、国民的には予算を膨らませるということには、去年よりははるかに、理解は得られることじゃないかなというふうに思います。

やはり、これ両方、何年後になるかわかりませんが、達成するべきというふうに思います。そういうふうに言われる委員の方がたくさんおられました。いいですか。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め・・・

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい。

〔「反対討論ですか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） そうですね、委員長報告に反対者の発言を許します。

ということで、反対討論ということで、はい。はい、近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） はい。教育費の補助金を増やせという提案に反対の討論をいたします。

教育を大事にしてないじゃないかと言われるかもしれませんが、やはり我々は、地方

分権というものをもっとしっかりと考えなければならないと思います。

国の補助金が減額されるかわりにですね。地方財源は交付税の財源を確保するという形で、地方分権が進められております。

我々は国から100万円をもらったときにですね、1から10まで、はい50万は教育費に使いなさいよ、10万は地元の経済対策、それから残った30万は、これこれにと。1から10まで指図されなければ、地域の自治ができないんでしょうか。

私はやはりね、今の時代、地方で必要なことはちゃんと地方で議論して決めると。国から3分の1、補助金もらってますと、残りの3分の2についてね、どういう形で財源を捻出するのか。どういう教育を目指し、実施していくのかそれがやはり、町内でしっかり議論してですね、やっていく、そういうことが必要だと思います。

私は現行の制度で、まだやらなければならないと、国のおんぶにだっこの体質からは、脱却しなければならない、そういうふうに思いますので本陳情には反対をいたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 私は、この陳情に賛成の討論をいたします。

今、そういうふうな近藤議員からの反対討論がありましたけども、教育行政というのは、教育の条件整備を行うというのが第1にあります。それは将来を担う子供たちが、できれば1人残らずです。どの子供も行き届いた教育を受け、そして将来、一般の社会人として、成長していく。発達、人間的な発達を遂げる、そのためにあると思っております。

ところが、日本の場合、世界とついやっぱり比較しちゃうんですよね。比較すれば、先ほど大原委員長からの説明にもありましたように、経済大国である日本でありながら、OECDの中では、GDPに占める教育公的予算ですね、教育予算が最下位と、余りにも情けないじゃないかというふうに思います。

そのためにずっと以前からですが、教職員の多忙化はますます強まっております。それは即、子供たちの教育を受ける権利も反映していきます。子供たちがゆとりを持ったそして先生たちもゆとりを持った指導ができる。そして基礎的な力を身につけ、人間的発達を、子供たちがとるためにも、予算をしっかりと、教育予算はしっかりとつけて、行きいただいた教育、きめ細かい教育が行われることが必要なんです。

ですから、日本はもっともっと、削られてきた義務教育費国庫負担が2分の1だったのに3分の1に削られてきた。これを復活するのは当然だし、また、教職員の多忙化解消のためにも、教職員の定数改善は本当に必須です。教育現場は常にそれを求めています。そのことをしっかりと認識していただければというふうに思います。

以上、賛成討論といたします。

- 議長（杉谷 洋一君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。
- 議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。
- 議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。
- 議員（3番 門脇 輝明君） 私は、この意見書の採択に反対の立場で討論をさせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） すみません、門脇議員。ちょっとバッテリーを変えさせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） はい、どうぞ。

○議員（3番 門脇 輝明君） はい。この義務教育費の補助が、2分の1から3分の1に減らされた時点でどういうことがあったのかということ、去年大原委員長も述べておられますけれども、いわゆるその大半が、教職員の給料、人件費に回っている。いわゆる職員の待遇改善あるいは定数増に回っているということでございます。

そして、義務教育費のほうですけれども、減った時点で本町に対してとって、どれほど影響があったかということ、もう、町当局の努力によって、義務教育にかかる費用は、しっかり確保させていただいております。

したがって、この本町として、この意見書を採択して提出する必要はないと考えております。この義務教育費っていうのは、いわゆる義務教育費として、国のほうから、これだけ予算は出しますよ、枠として出しますよと言いながら、実際のところは、町なりあるいは自治体によって、自由にある程度使える部分もあります。

そういうことで、市部の学校では、ほかの事業のほうに、若干回ったりとかいっていうことで、市部の学校と町村の学校とでは、その環境整備に随分差が出ております。これが3分の1が2分の1になったとして、本町にとってどれだけメリットがあるかと。こういうことは、あまりメリットはないんじゃないかなというふうに考えております。さらに、先ほど質問しましたように、新たな議論のきっかけとして、それじゃあ教育費を全部見直しましょうというふうに、国のほうで考えたときに、かえって削られる可能性もあるんじゃないかというふうに心配をしております。

そういったきっかけを与える意見書の提出には反対をさせていただきます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 12時となりましたが、この議案の採決まで行いますのでよろしくをお願いします。

次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（杉谷 洋一君） 15番 西山議員。

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成の討論をいたします。

明治の初めに、村に不学の子をなくしようとして学校制度が設立されました。1人の子供を見失う時に、教育はその光を失うと言われております。教育が人格形成のも

といであります。市町村にこそ、教育を充実すればメリットがあります。本案に賛成することを訴え、賛成討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 例年であれば、私もこの陳情に対しては、賛成の立場をとっております。

しかしながら、先ほど門脇委員の質疑にもありましたけれども、今年度というか来年度に向けてですけれども、この新型コロナウイルス感染症の影響というものが非常に大きなものになっております。

そういった中で、本陳情の主な趣旨の部分は、教職員の定数改善と義務教育費の国庫負担、2分の1復元でございます。今、教育現場で求められていることは本当にそこでしょうか。門脇議員がおっしゃったように、例えば GIGA スクール構想で、リモート学習ができる環境整備するであったりとか、そういう新しい生活様式に対応した予算というものが、今現状で求められているものだと私は考えます。

そう考えますと、今回 2021 年度の政府予算に、先ほど申し上げたような教職員定数改善等の措置を図ってくれという意見書を出せというものだと思いますけれども、出すべき意見書はそうではない。やっぱり新しい生活様式に対応した予算をつけてくれと出すべきだと私は思いますので、本陳情には反対いたしたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ、次に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですね、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第 6 号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 賛成多数です。

したがって、議案第 6 号は採択することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩といたします。再開は 1 時 5 分とします。

午後 0 時 5 分休憩

午後 1 時 15 分再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門協議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） はい。先ほどの私の発言中、一部訂正をさせていただきたい部分がありますのでお願いしたいと思います。

発言中、固有名詞、不適切な固有名詞がありましたので、削除をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） ただいま門協議員から発言を取り消したいとの申し出がありました。お諮りします。これを許可することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認め、したがって、門協議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定してしまいました。

○議員（3 番 門脇 輝明君） ありがとうございます。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） さっきのですね、議案第 86 号 一般会計補正予算のですね、第 6 号の質疑の中で、私も固有名詞を出してですね、発言したということがございますので、これを取り消ししていただきたいと思いますので対応よろしく願いいたします。

○議長（杉谷 洋一君） はい、ただいま野口昌作議員から発言取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、野口昌作議員から発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、陳情第 7 号 不登校・ひきこもり児童生徒の支援拡充をもとめる陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長、4 番。

○議長（杉谷 洋一君） 4 番 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 第 7 号ですけれども、先日、池田議員の一般質問のほうで、陳情にあるような要望というのは、随分町長のほうから、いい回答があったんじゃないのかなと。この陳情に該当するような部分、大まかに、回答されたのかなと思いま

す。改めて陳情を採択しなきゃいけないのか。

まあ、時系列的に言うとね、委員会の陳情採決は、一般質問よりも前でしたから、いたし方ないのかなと思いますけども改めてしなきゃいけないのか、ちょっと委員長に見解を伺いたいと思います。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大原委員長。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） はい。加藤議員が一般質問でですね、町長に対して、明確に近い回答があったので、改めて出さなくてもいいんじゃないかということです。

でも、町長がどう答えるかという前にですね、委員会でいろんな意見を集約してこの結果に至っておりますので、やはり、このまま提案したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 基本的に、これは賛成なんですけれども、なんかちょっと確認をさせていただきたい事項がございます。

それは、要望の第 1 に書いてあります通所費用(授業料・交通費)そして体験活動等に要する経費、実費というふうに書いてあります。この体験活動等に要する実費とは具体的に何を示しているのかお伺いしております。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大原委員長。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） そうですよ。実費というのは基本的に、毎月の定額の授業料とは別に実費を伴う学習、例えば、校外学習、あるいはいろんな何て言いますか、器具が必要な授業のときに実費が必要になってくると思います。実費等はそういう扱いじゃないでしょうか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） はい。通常の小中学校において、体験活動等に要する実費といいますと、ほとんどが個人負担になっていると思います。

例えば、集団宿泊訓練における体験の材料代であるとか、そういったものは個人負担になっていると思いますけども、そういったものであるならば、これは同じように、個人負担をすべき部分になるかなと思いますけれども、多分、これは意図としては、要するに公立の学校と、同じように公立学校として公費で負担されている部分の体験活動等に要する実費という意味ではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大原委員長。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） 門脇さんが言われたところが線を引くところかなというふうに思います。

基本的に、フリースクールもですね、教育施設として県が認めて補助金を出すということですので、出す基準としては、普通の公立高校と同じ対象の補助までの範囲だと思います。

つけ足していますけれども、委員会の意見としてはですね、授業料云々のところまでいいじゃないか、そういう実費のほうのね、のほうは個人負担にというような、そういう話も出ました。出ましたけども、門脇さんが言われたようにですね、ほかの公立高校と同一の基準の範囲で補助するというふうに、全体としては受けとめましたので、そういう解釈で、町長のほうには、要望出したいというふうに思います。

○議長（杉谷 洋一君） 質疑ありませんか。

○議員（3番 米本 隆記君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 米本議員。

○議員（3番 米本 隆記君） 単純なことでお聞きしたいんです。この陳情につきまして私も、先日から聞いてって、当然だなというふうに思ってるんですけど、ちょっと文面的にですね。これは町のほうに出してくださいっていうのか、その辺のところちょっと読み取れない。議長のほうに、議会のほうにお願いで議長あてに出てるのか。その辺のところちょっと読み取れないんですけども。これ、委員会のほうでは、直接この陳情者のほうに確認をされておりますか。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大原委員長。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） これはですね、県が、今年からフリースクールに補助金を支援する形で、普通の公立高校と同一に、ここも教育現場だということの認識に立って、何か全国で初めてだそうです。鳥取県がそういうフリースクールに補助するというので、それに連動した形ですね、このたび、町民の方からこういう陳情が出ました。

それではこれは国に出すということではなくてですね。市町村が県の対応に対して、他の町村では既に、対応を決めているところもあるので、ぜひとも大山町でも検討してほしいという陳情ですので、陳情先としては、議長から町の執行部に対しという陳情の受けとめ方です。よろしいでしょうか。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、陳情第7号は、採択とすることに決定しました。

日程第30 陳情第8号、日程第31 陳情第10号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第30、陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情と日程第31、陳情第10号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書までの2件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、加藤 紀之議員。

○総務常任委員長（加藤 紀之君） ただいま議題となりました陳情8号及び10号について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、地方自治体は、様々な課題に直面しています。加えて、新型コロナウイルス感染の影響で地方経済の低迷は顕著であり、地方財政の充実・強化は必要であります。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。

陳情第10号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について。

最低賃金1,500円を目指すことは理解できるという意見もありましたが、全国一律の賃金設定は、地域によって物価が異なる現状においては結果として不公平になりかねず、また、全国一律とすることを国に対して要望することは地方自治の観点からして懸念であるともいえます。

採決の結果、採択1、不採択3で、不採択と決しました。以上で報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 最低賃金についてですが、すいません。間違いました。

○議長（杉谷 洋一君） この地方財政についての他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 陳情第 8 号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、陳情第 8 号は、採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（杉谷 洋一君） 次に、陳情第 10 号 「最低賃金の 改善と中小企業 支援の 拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） すいません。最低賃金についてですけれども、鳥取県が今 790 円、時給 790 円ということですので、私は低いと思うんですよね。これで 1 カ月働いて、13 万円ぐらいなんでしょうかね月額。で、ここから、例えば、国民年金支払ったりとか、健康保険にかかわる費用払ったりすると、手取りは 10 万円もいかない。若者とか、1 人で自立して生活していくには、十分ではない。憲法で定めるところの、認められているところの、健康で文化的な生活がそれでおくれるのかなって思うと、私は甚だ疑問に思うんですけれども、経済建設の議論、ごめんなさい、総務委員会の議論の中でですね。790 円で自立的に生活ね、していけるのか、どのように、議論されたかということをお尋ねしたいのと、それから、やはり給与水準が、地方で低いことがですね、若者が都市部に流出していく一つの原因になってるんじゃないか。給与水準が上がることで、地方と都市部との格差が幾らかでも、解消されるところもあるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの、議論について、御報告いただきたいと思えます。

○総務常任委員長（加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤委員長。

○総務常任委員長（加藤 紀之君） はい。お答えします。

2点あったかなと思います。790円で、自立した生活が可能なのかという議論があったのかというようなことですが、委員会の中で、実際最低賃金790円という鳥取県で、実態として790円で求人が出ているのかというような話がありました。

最低でも8百数十円を出とるようなというような話から、計算してみて、確かにおっしゃるように、790円の8百数十円になったからといって、13万なものが20万円一気に上がるわけではありませんので、そういった意味では、自立した生活ができるのかできないのか、そこの部分は疑問ではありますが、じゃあ、比較してですね、最も高い東京都の時給1013円、最低賃金1013円ですが、これで計算すると幾らになるのかというようなこともありました。

実態として16、7万になりますけれども、物価が高い東京都、16、7万で生活をしていくことと、それから少し物価も安い鳥取県、まあ少しというかなり安いですね東京都と比べると、こういったところで、14万前後で生活していくこと、どちらが本当に、幸せな生活が送れるだろうかなというような議論があったと思います。

そういった中で鳥取県では、賃金は少ないけれども、いろいろなことにゆとりが生まれるであったりだとか、そういった部分で、より満足の得られるような生活が送れるんじゃないかというような議論はあったと思います。

それから、東京都というか都市部へね、人口が流出していく原因の一つなんじゃないのかというような議論ももちろんありましたけれども、それよりも流出する原因というのはほかにあるだろうと。例えば、地方にはない魅力が都市部にあるというようなことだったりですね、そういったような議論の中で、賃金だけを上げて、地方に人口がとどまる、もしくは、都市部のほうから流れてくるというようなことはないだろうというような話があったかなと記憶しております。

○議長（杉谷 洋一君） はい、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 今の委員会の意見の最後のほうにですね、全国一律とすることを国に対して要望することは、地方自治の観点からして懸念であるっていうね、どんな懸念があるんでしょうか。具体的に言ってください。お願いします。

○総務常任委員長（加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤委員長。

○総務常任委員長（加藤 紀之君） お答えします。懸念というのはですね、賃金であったりっていうのは、資本主義の原則に基づけば、地方と都市部、それから大企業があったり、中小の商店しかなかったり、っていう部分で、基本的に構成されているものだと思います。それを無理やり全国一律の1,500円にするということで、大きな失敗をした、

してしまった国が実態としてあるという話が、委員会の中で出ました。

そう考えるとですね、変な話、最低賃金を1,500円に、国のほうから上げなさいというふうな通達が出ます。そのことで足りない部分は国が補填しますよとなれば、企業の競争原理だって競争意欲をそぐんじやないのかとというような話がありました。

そういう観点から言えば、確かに、鳥取県の最低賃金が上がることは望ましいことではありますけれども、そのことによって、地方の経済が崩壊しかねないという懸念があるということだと思います。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。この陳情に対して委員長は採択ですので、この陳情に対して賛成者の発言を許します。賛成ですか。じゃあ大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） はい、マスクをはずさせていただいて討論いたします。

陳情第10号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書に、賛成の討論をいたしたいと思います。

最低賃金並みの低賃金で働いていらっしゃる多くの労働者は、新型コロナウイルス感染の拡大による自粛、そして休業要請によって、これまで以上に大きな困難に直面していらっしゃいます。この人たちにとって、この陳情は、大歓迎されるのではないのでしょうか。

また、最低賃金の格差が220円以上もある鳥取県のような地方にとっても、私は歓迎すべき陳情だろうと思います。

なぜなら最低賃金1500円以上を目指すことによって、若者が自立した生活をする上で必要な最低の生計費が22万ないし24万円になるからです。先ほどの質疑にもあったところですが、これぐらいは必要なわけです。また、最低賃金を全国一律の制度にすることによって、人口減少と、高齢化で疲弊している地域経済を改善する幅員にもなりうると思うからです。

それは夢のような話だと、いうふうに思われる人もあるかもしれませんが、今の日本の現実に甘んじてできっこないと諦めてしまえば、それゆえのような話でしょう。

しかし、世界を見れば、OECD諸国の中で、日本の最低賃金は最低水準。そして、ほとんどの国で、地域別ではなく、全国一律制をとっているという現実があります。

外国でできていることが、経済大国の日本でできないはずがありません。要は、政治の力です。政府がやろうと決断すればできることだと思います。

具体的には、最低賃金引き上げが難しいと言われている中小零細企業に対して、大胆な財政支援を行う。また、下請企業への単価削減や、賃下げが押しつけられられないような、公正な取引ルールを整備することです。

財源としては、国の税金だけでなく、大企業や今ため込んできている、今や460兆円も超えると言われておりますが、こういった内部留保を活用することではないでしょうか。その内部留保のわずか1%を取り崩すだけで4兆6,000億円もの財源が確保できます。

最低賃金を大幅に引き上げ、全国一律の最低賃金制度を確立することによって、労働者、国民の懐を温め、購買力を上げることができます。

そうすれば、地域経済が活性化し、日本全体の経済も好循環していくことになるでしょう。

以上のことから、実現可能なこの陳情、ぜひ採択して、我が大山町からもポストコロナを見据えた意見書を上げようではありませんか。以上、賛成討論とします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 賛成の立場から討論いたします。

最低限のセーフティーネットを、整備するのは、国の仕事です。最低賃金が鳥取県では790円ですけれども、個人が自立して、生活していくためには、790円という最低賃金は極めて低い水準だと思います。

委員会での議論の中で、委員長の報告の中で、東京の時給1,013円に比べればましじゃないかということもありましたけれども、東京都と比べてるから、ましという話ではないと思います。

やはり、1人一人が、最低限の健康で文化的な生活をしていくための水準というのは、国のほうでしっかりとしたラインを出していただきたいし、そして、地元の経済のね、そんな賃金払えるかという心配もありましたけれども、中小企業だったり零細事業者の方々でもですね、それぐらいのしっかりとした最低賃金が払えるような経済支援策をするのがやはりこれも国の仕事ではないかと思えます。

陳情で求められている最低賃金1,500円が、そこまでが必要かどうかはちょっと疑問なところもありますけれども、まずはやはり、最低賃金の引き上げを鳥取県からは、鳥

取県の自治体から求めていく必要があると私は思います。賛成討論とします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 10 号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、陳情第 10 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 32 発議案第 4 号

○議長（杉谷 洋一君） 次に進みたいと思います。

日程第 32、発議案第 4 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長、大原 広巳議員。

○教育民生常任委員長（大原 広巳君） そうしますと発議案第 4 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。令和 2 年 6 月 19 日提出。

提出者 大山町議会教育民生常任委員会委員長 大原 広巳。

提案理由のご説明をいたします。

令和 2 年 6 月 5 日 教育民生常任委員会に付託されました陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

新型コロナウイルス感染症対策として 3 月には全国で一斉臨時休業が行われた。また、4 月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員

定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記。

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日 鳥取県大山町議会議長 杉谷 洋一。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから発議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第33 発議案第5号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第33、発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務常任委員長、加藤 紀之議員。

○総務常任委員長（加藤 紀之君） 発議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

地方自治体は、様々な課題に直面しています。加えて、新型コロナウイルス感染の影響で地方経済の低迷は顕著であり、地方財政の充実・強化は必要であります。

陳情を採決の結果、全会一致で採択すべきものと決したので、会議規則第 14 条第 3 項の規定により意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地方自治体は、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、また、より複雑化した行政需要への対応が求められています。

しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にあるなか、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

このため、2021 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020 年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021 年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域実情を無視し、本来交付税の求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
6. 2020 年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8. 地域間の財源遍在性の是正に向けては、遍在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

10. 依然として、4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月19日 鳥取県大山町議会 議長 杉谷 洋一。

宛先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）です。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第34 議会改革調査特別委員会の報告について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第34、議会改革調査特別委員会の報告についてを議題とします。

議会改革調査特別委員会 委員長 野口 昌作議員。

○議会改革調査特別委員会（野口 昌作君） マスクを外させていただきます。よろしくお願ひします。

ただいま議題となりました議会改革調査特別委員会につきまして報告いたします。

特別委員会は、平成 30 年 9 月 26 日に第 4 次となる議員全員による議会改革調査特別委員会を設置し、平成 30 年 10 月 19 日に第 1 回の委員会を開催して以来、21 回の会議を重ね、議員定数、議員報酬や、事務事業評価、タブレット導入など多くの課題について審議を深めてまいりましたが、一昨日、別紙の報告書のとおり、まとめましたので、読み上げて報告とさせていただきます、本議会改革調査特別委員会の調査を終了いたします。

では読み上げさせていただきます。

大山町議会議長 杉谷 洋一様、議会改革調査特別委員会委員長 野口 昌作
議会改革調査特別委員会報告書。

大山町議会基本条例では、その冒頭で、「議会は自治体の自己決定と自己責任が拡大する中で、議員間の自由闊達な討議により積極的な立案や政策提言を行う議会へと改革していかねばならない。」「町民に開かれ協働する議会、町民に信頼され活力ある議会を実現する。」ことを謳っている。

本町議会では、これまで、平成 21 年、24 年、27 年に議会改革調査特別委員会を設置し、民主的で開かれた議会を目指し調査研究し、議会改革を進めてきた。議会基本条例の趣旨に沿い、さらなる改革を行うため、平成 30 年 9 月 26 日に、第 4 次となる議員全員による議会改革調査特別委員会を設置した。

平成 30 年 10 月 19 日に第 1 回の委員会を開催して以来、21 回の会議を重ね、令和元年 6 月 18 日に事務事業評価の取り組み等について中間報告を提出した。その他の多くの課題についても審議を深め、下記の改革案について報告し、本特別委員会の調査を終了する。

記

1. 議員定数、報酬について

定数については、現在の 16 人という数字そのものの根拠が議題にされ、少数精鋭論などから削減する意見もあった。しかし、住民ニーズの多様化から議員定数を安易に削減するのは、民意の反映を難しくし、民主主義を危うくするという意見も多く、現状維持という結論に至った。

報酬については、若手議員が少なく、議員のなり手不足という問題も根本にあることから、家計を支えられるくらいの報酬が必要ではないかという意見があった。また、活動も多岐にわたり政務活動費が必要であるという意見も多かった。

しかし報酬のアップは住民の理解を得るのが大前提であることから、そのための活動が不足していることや、他町村議会の状況を調査した結果、報酬アップが必ずしも若手議員の増加に結びついていないと難しい状況もあり、今後、住民の理解を得ること等を条件にしながらか報酬アップの方策を検討したが、当面は現状維持とした。

よって大山町議会議員の定数は、現状通り 16 人とする。報酬も、現状通りとする。

2. 常任委員会について

常任委員会の数について、現在は、広報常任委員会を除けば、総務・教育民生・経済建設の3常任委員会で活動している。

上記の3常任委員会では、機構改革への対応が難しい点や、委員会が多ければ、委員会を構成する議員数も減少することから、意見に偏りが生じることが懸念されていた。しかし、活動の柔軟性や、各委員会の意見も全体で修正が可能な場面も多いことから、議員定数が現状維持の16人となったことと合わせ、常任委員会数も現状維持とした。

常任委員会の事務分掌範囲については、委員会条例と執行部の負担増に配慮しつつ、現状の機構改革に柔軟に対応していくことを確認した。

また、広報常任委員会については、議会だよりの発行時期や広報の質の維持・向上を図るためにも、活動時期が集中し負担も多くなることから委員の構成などが議論されたが、議員全員が公平に分担し、かつ経験することを考慮し、現状どおり任期2年8人ずつで構成していくことを確認した。

よって常任委員会の構成は継続し4委員会とする。委員会の事務分掌範囲は現状通りとする。

3. 事務事業評価について

事務事業評価については、各常任委員会で所管する中から事業を抽出し、決算審査とあわせ議会が町民目線で事業を評価し、より住民福祉の向上に資するため、取り組むこととした。

評価方法については、議会独自で評価基準を定め当該委員会所属議員個人ごとの評価を委員会で取りまとめ、最終的に議会全体で合議し執行部に提言していくこととした。

4. タブレットの導入について

ペーパーレス化を図ると共に大量のデータが容易に扱えるようになることや、災害時での情報提供、安否確認、緊急連絡体制の確立などの有用性を考え、執行部との調整の結果、導入することとなった。

また、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリモート会議への活用など、さらなる活用に取り組む必要がある。端末は町からの貸与とする。

5. まとめ

第4次議会改革では過去に議論されてきたタブレットの導入、議員定数、議員報酬を継続して調査研究し、新たに、機構改革に対応するため各常任委員会の分掌範囲の変更、事務事業評価の取り組みについて議論してきた。

新たに取り組むタブレット導入や事務事業評価も推進することで、スムーズな情報公開、議会運営を実現し、一層の住民福祉の向上に尽力することができる。

最後に、議員定数、報酬及び委員会については様々な意見・提案があり、政務活動

費や費用弁償なども含め、今後も検討する必要がある。以上でございます。以上、読み上げさせていただきました。これで報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（杉谷 洋一君） これで、議会改革調査特別委員会の報告についてを終わります。

日程第 35 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 35、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、8 月 5 日に、湯梨浜町で開催される、鳥取県町村議会議長会主催の広報研修会に大森 正治議員と池田 幸恵 議員を、7 月 31 日に湯梨浜町で開催される、鳥取県町村議会議長会主催の女性議員総会 及び 研修会に 吉原 美智恵議員 と 池田 幸恵議員を、それぞれ派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 36 委員会の閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 9 号）

○議長（杉谷 洋一君） 日程 第 36、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、陳情第 9 号 検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回についての陳情について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔 「議長、議長」 と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 13 番 岡田議員。

○議員（13 番 岡田 聡君） 委員会の意見の中で、陳情の趣旨は理解できる、しかし、この問題は現在も国会等で審議中であり・・・なんて事実と反することが書いてある。既に国会は閉会して、この議案は廃案になってます。事実を書いてほしい。

○議長（杉谷 洋一君） これは総務常任委員会から申し出があったとおり、こちら処理したんですけど、その辺り委員長、それでよろしいですか。

〔 「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、休憩します。（午後 2 時 8 分休憩）

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。（午後 2 時 12 分休憩）

この件に関しましては、総務常任委員会でまたいろいろですね、ご審議願えればなというふうに私は思いますので、それでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

日程第 37 ～ 日程第 41 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 37、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 41、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

令和 2 年第 7 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

午後 2 時 14 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 米本 隆記

署名議員 大森 正治